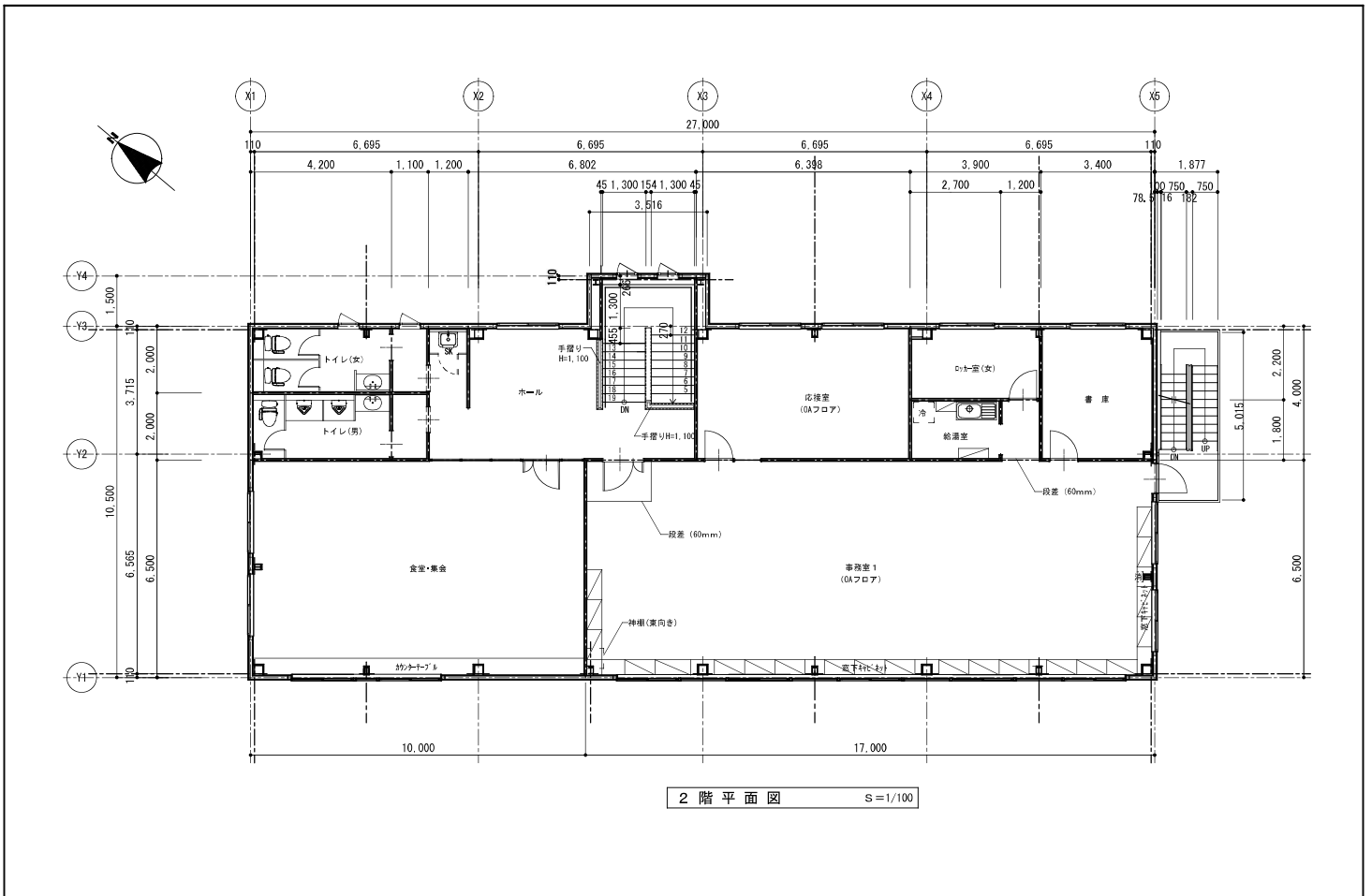
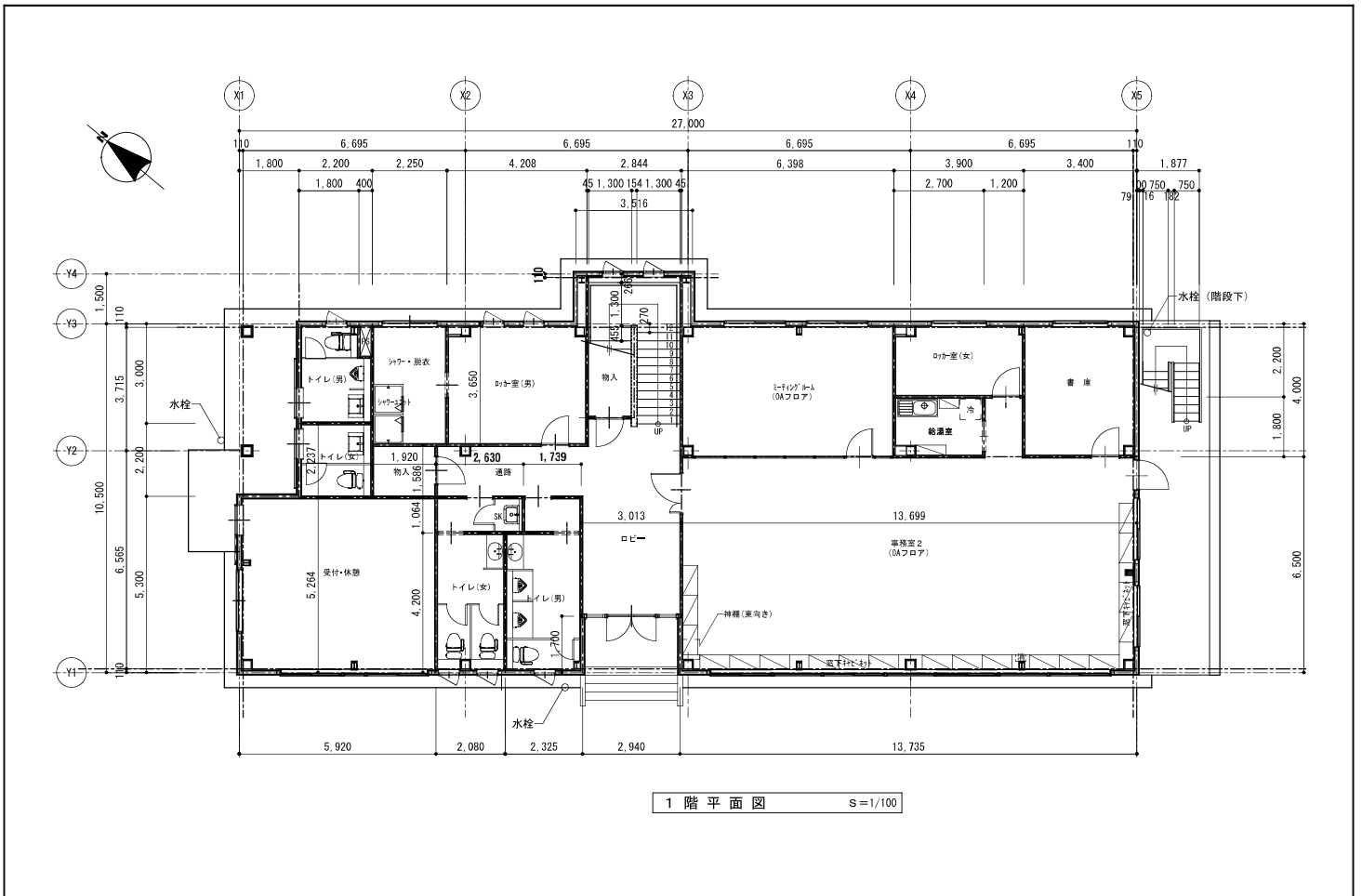


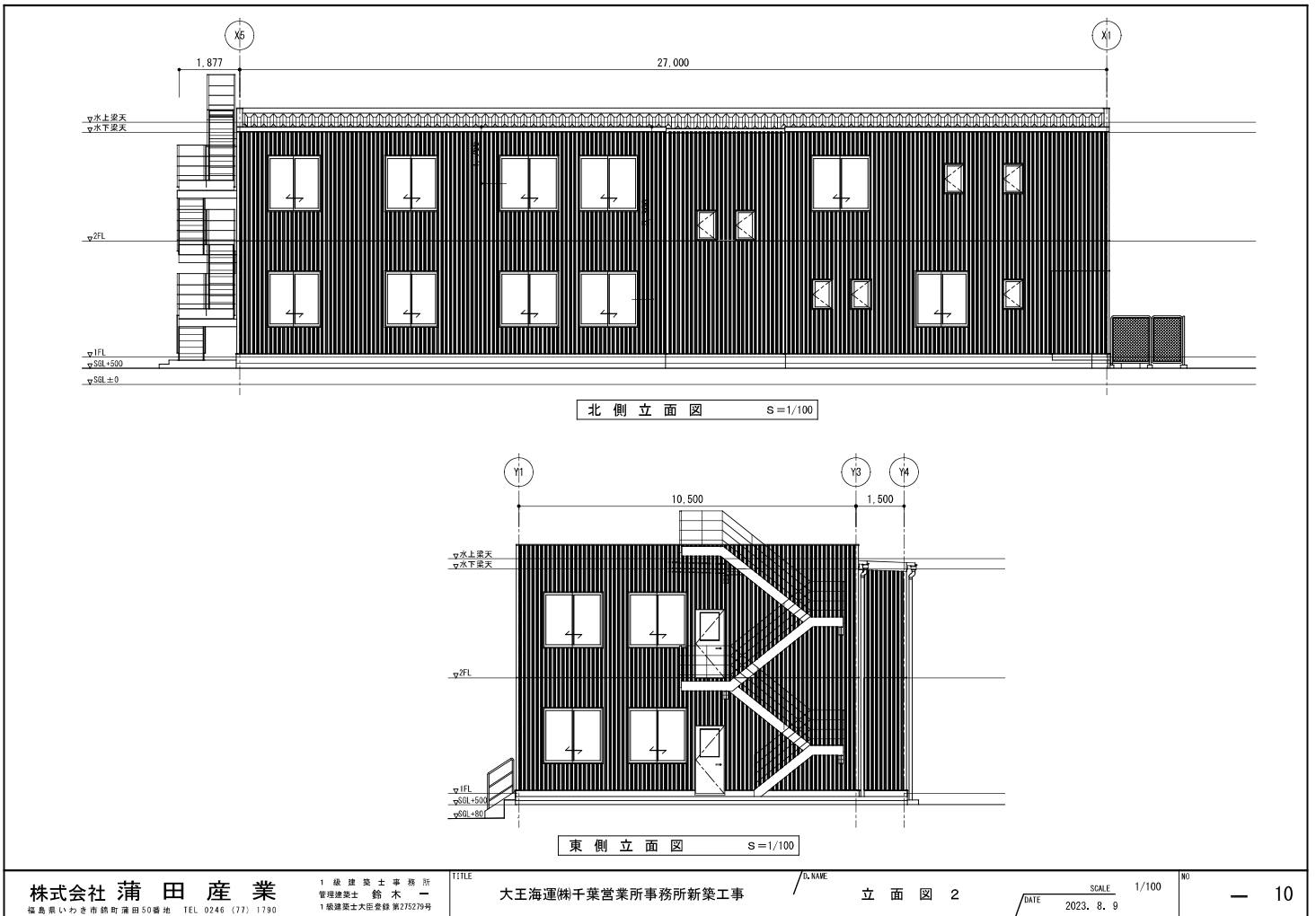
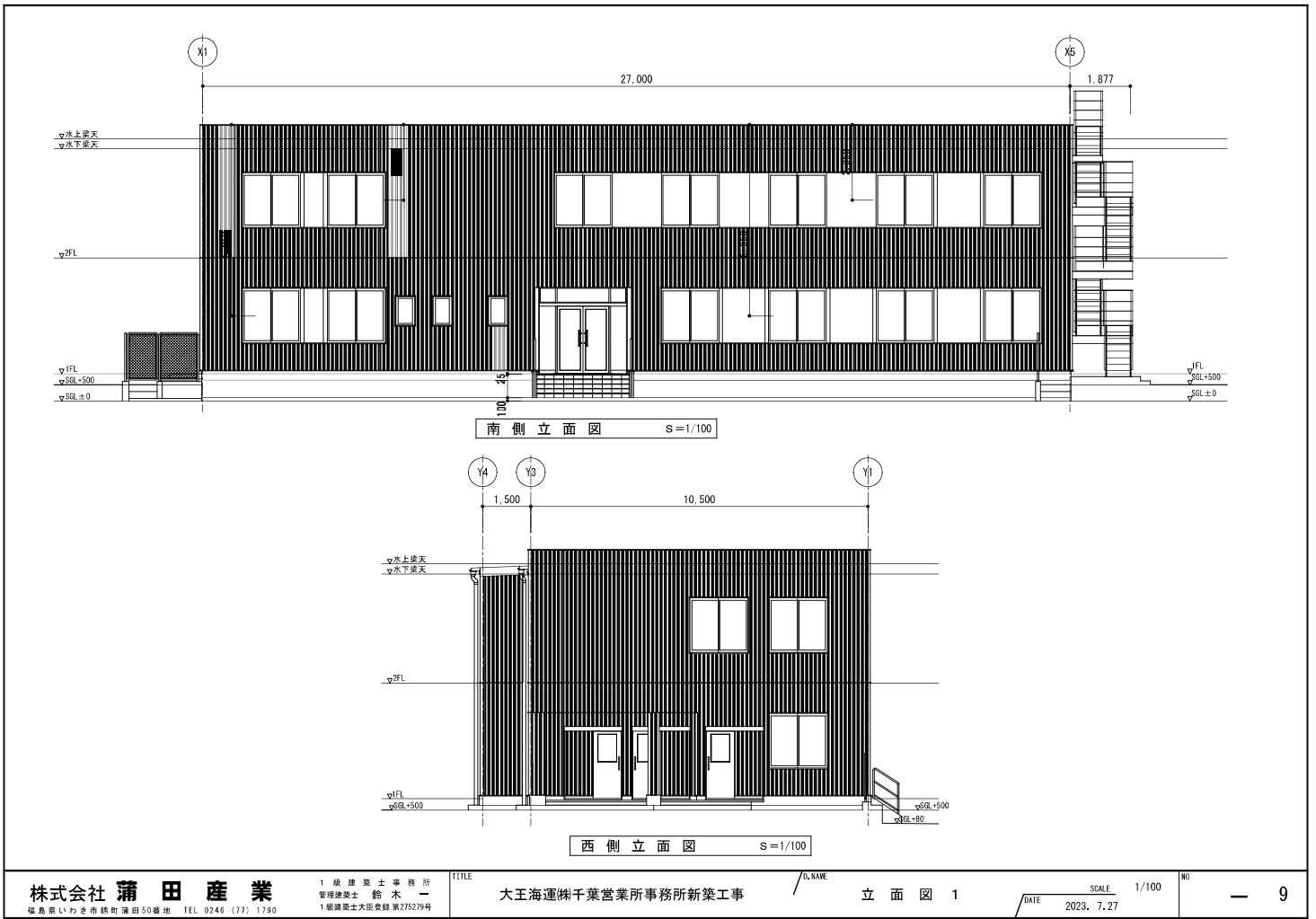
凡例

<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span>	建築基準法上の道路 (緑色)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black;"></span>	審査対象通路又は道 (黄色)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border: 1px solid red;"></span>	計画敷地 (赤色)

Ⓐ、Ⓑ：審査会の同意を得て許可

現況図兼計画図 1/1500





建築審査会 包括同意基準適合表（5千都建情第39号）

建築基準法第43条第2項第2号 包括同意基準2-1

規則第10条の3第4項第2号の規定（その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接すること。）に適合する建築物の場合。

項目		確認欄	備考
(1)	道は法令等により将来にわたり道路と同等の機能が確保されている。	○	港湾地区の臨港道路(管理:千葉港湾事務所 幅員12.60~16.20m)
	道の管理者との協議が終了している。	○	上記管理者と協議済み
	道に2m以上接する敷地である。	○	
(2)	特殊建築物又は延べ面積が1000㎡を超える建築物に該当しない。	○	事務所 563.18㎡
	特殊建築物又は延べ面積が1000㎡を超える建築物に該当する場合は、道を道路とみなした場合に建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）の規定に適合する。	—	
(3)	道の幅員を道路の幅員とみなした場合に、法第52条（容積率）の規定に適合する。	○	容積率:37.83% (基準容積率200%)
(4)	道を道路とみなした場合に、法第56条（斜線制限）の規定に適合する。	○	
(5)	建築物の主要出入口から道に至る幅員0.75m以上の避難上有効な敷地内通路が設置されている。	○	有効0.75m以上確保
交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる理由		確認欄	備考
交通上	通行に支障がない。	○	アスファルト舗装 コンクリート 舗装
安全上	火災等の危険時の避難に支障がない。	○	避難上有効な敷地内通路が設置されている
防火上	火災時の延焼防止等に支障がない。	○	屋根及び外壁の仕様:不燃材料
衛生上	採光、通風に支障がない。	○	容積率の制限、斜線制限を満たし、採光、通風に配慮している